

令和3年度 第8回 フルハーネス型墜落制止用器具使用時特別教育のご案内

労働安全衛生法第59条及び労働安全衛生規則第36条の改正により、「高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務」は、特別教育の実施が義務付けられました。

つきましては、下記要領で教育を開催いたしますので受講下さるようご案内申し上げます。

記

1. 日時

令和4年3月8日(火) 8時50分～16時30分

2. 場所

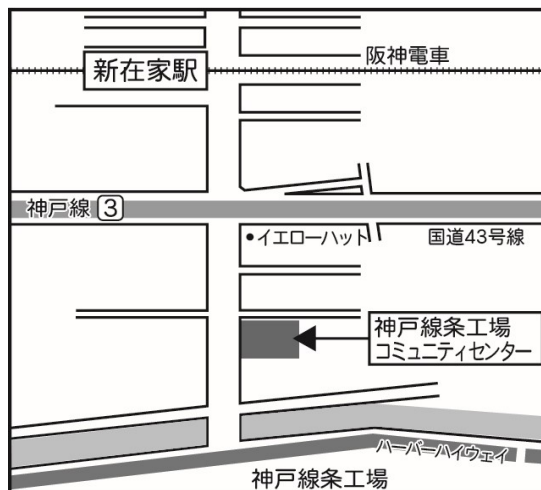
神戸線条工場 コミュニティセンター 神戸市灘区浜田町4-1

3. 講習カリキュラムと受講資格(満18才以上)

時間	科目
8:30-8:50	受付
8:50-9:00	オリエンテーション
9:00-9:50	関係法令(含む序章)
9:50-10:00	休憩
10:00-12:00	墜落制止用器具に関する知識
12:00-12:45	休憩(昼食)
12:45-13:45	作業に関する知識
13:45-13:55	休憩
13:55-14:55	労働災害の防止に関する知識
14:55-15:00	休憩
15:00-16:30	墜落制止用器具の使用方法等(実技)

会場案内図

(阪神電車「新在家駅」より南へ徒歩約7分)



4. 受講料

・会員:9,000円/名 ・非会員:11,000円/名 (テキスト代、消費税含む)

5. 定員

50名 受付終了日:令和4年2月28日(月)、ただし定員になり次第締め切ります。

6. 申込方法

- 1)受講申し込みは、ホームページにてお願いします。会員、非会員区分は必ず選択して下さい。
注)ホームページ入力時外国籍の方は、在留カード又は特別永住者証明書記載の氏名を入力下さい。
- 2)受講申込画面にて送信すると自動受付メールが届きます。万一、届かない場合はご連絡下さい。
- 3)受講料は、申し込み後10日以内に下記口座へ振込下さい。振込手数料はご負担下さい。(振込書は発行しません)
・振込口座(三井住友銀行 三宮支店 普通口座3192216 神戸東労働基準協会)

7. 受講時準備品

- 1)受講票、筆記用具、本人確認書類(運転免許証、健康保険証、住基カード、在留カード、特別永住者証明書、社員証等)、マスク、昼食、印鑑等
- 2)実技としてフルハーネス装着訓練等を行います。作業服のある方はご持参ください(必須ではありません)。安全靴不要。

8. その他

- 1)遅刻、早退者は、受講無効扱いとします。
- 2)納入された受講料は、原則返金いたしません。但し、受講者の変更は受講日の5日前までに申出下さい。
- 3)会場には公共交通機関でお越し下さい。(自動車、単車、自転車は不可)

※ご提出いただいた個人情報、当事務所が責任をもって管理し、本講習以外の目的には使用しません。